年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年9月 10 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　0件

国 民 年 金 関 係　0件

厚生年金保険関係　0件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　2件

国 民 年 金 関 係　0件

厚生年金保険関係　2件

（3）年金記録の訂正請求を却下としたもの　0件

国 民 年 金 関 係　0件

厚生年金保険関係　0件

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600275 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600052 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 54 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 18 年６月頃から平成 21 年 10 月１日まで

請求期間において、私は、Ａ社との間で請負契約を締結し働いていたが、実態は請負業務ではなく、同社に雇用される者に該当するので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の記録として訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出されたソフトウェアの開発等に関する業務請負基本契約書及び雇用契約書において、請求者は、平成 18 年 11 月１日付けでＡ社との間で請負契約を締結し、平成 21 年 10 月１日付けで雇用契約を締結しており、請求期間のうち平成 18 年 11 月１日から平成 21 年 10 月１日までの期間について、同社における業務請負契約者であったことが確認できるところ、同社は、請求者の当該期間に係る労働時間を把握していたが、請求者の当該期間に係る業務について指揮命令を行っていない旨回答している。

また、請求者から提出されたＡ社発行の請求期間に係る支払明細書及び給与明細書のうち、請求者が平成 18 年 11 月１日付けで同社との間で請負契約を締結する直前の同年６月分から同年 10 月分までの同社発行の支払明細書を見ると、支給項目には研修費と記載されているところ、同社の担当者は、当時、業務未経験の者を対象に研修を行っていたようだが、当該研修に係る資料は保管しておらず、請求者の研修受講時における労働者性について不明である旨陳述している。

さらに、Ａ社及び同社の担当者は、当社における帳簿等の資料の保存期間は 10 年であり、保存期限を経過した資料は保管していないため、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたか否かについて不明である旨、業務請負契約者については請求期間当時から現在に至るまで社会保険に加入させていない旨回答及び陳述している上、請求者から提出された同社発行の請求期間に係る支払明細書及び給与明細書において、厚生年金保険料が控除された記載はない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務及び被保険者の実態、厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600345 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600053 号

第１　結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のＡ事業所（オンライン記録における事業所名称は、Ｂ事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏名（続柄）　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 26 年生
住　　所　：

２　被保険者等の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　大正 12 年生

３　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 24 年７月１日から昭和 26 年３月１日まで

請求期間について、訂正請求記録の対象者が勤務していたＣ事業所（現在は、Ｄ社が事業継承。）が、企業再建整備法による決定整備計画に基づき解散し、従業員は全員解散解雇となり、新たに昭和 24 年７月１日付けでＥ社を設立（会社設立）してＣ事業所の全従業員を継続雇用した。

しかし、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第３　判断の理由

請求者の訂正請求記録の対象者に係る訂正請求については、ⅰ）Ｄ社は、請求対象事業所は合併した会社であり、当時の資料の保管はなく、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務形態等及び厚生年金保険料控除の有無について、それぞれ不明である旨回答していること、ⅱ）Ｆ健康保険組合は、保存期限経過のため、訂正請求記録の対象者に係る組合員記録は確認できない旨回答していること、ⅲ）Ｃ事業所及びＡ事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格があり、所在の確認ができた元従業員４人に照会したものの、全員が訂正請求記録の対象者を知らない旨回答していることなどから、既に令和７年１月 21 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「厚生年金保険適用加入会社勤務した立証」等の書面を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者から提出された「厚生年金保険適用加入会社勤務した立証」等に記載された内容において、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態、報酬月額及び厚生年金保険料の控除を確認又は推認することはできず、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。